

# 老人福祉センターくつろぎ荘・仁礼コミュニティセンター 使用のてびき

～地域公民館を気持ちよく使用するために～

1階の「くつろぎ荘」は須坂市老人福祉センターであり、高齢者の生きがい対策及び福祉の増進を図る場を提供するための施設です。

2階の「仁礼コミュニティセンター」は須坂市の社会教育施設（地域公民館）であり、地域の社会教育の振興及び生涯学習を推進する場所として使用する施設です。

気持ちよく使用するために、この「使用のてびき」をよくお読みいただき、利用者全員が理解し、施設をご使用いただくようお願いします。

## 1 使用の申し込み

- (1) 新規で使いたい団体等は、「須坂市地域公民館使用許可申請書」、または「須坂市老人福祉センター使用許可申請書」（以下「使用許可申請書」）を提出し、許可を受けてから使用申し込みができます。

なお、電子申請による申請も可能です。

- (2) 申し込み受付は、紙・電話による申し込みに加え、パソコンやスマートフォンから「須坂市公共施設予約システム」（以下「施設予約システム」）でご予約ください。

ただし、施設予約システムの申し込みは仮予約のため、予約が確定したら使用することができます。

なお、申し込みは受付順です。使用希望日時が他団体等と重複した場合は、早い時間の申し込みが優先となります。

### 【予約可能期間】

| 使用者区分      | 予約可能期間         |
|------------|----------------|
| 高齢者及び高齢者団体 | 3か月後の月末まで      |
| 社会教育団体     | 3か月後の月末まで      |
| 社会教育団体以外   | 2か月後の月末まで      |
| 個人学習       | 利用日の10日前から予約可能 |

- (3) 使用可能時間は、準備、片付けを含めて午前9時～午後10時です。  
12月29日から1月3日は休館のため申し込みの受付はできません。
- (4) 部屋を使用しなくなった場合は、必ず、キャンセルの連絡または、施設予約システムからの取り消しをしてください。
- (5) 施設予約システムについてご不明な点等は、お問い合わせください。

## 2 鍵の取り扱い（平日の午後5時15分以降、土日・祝日の場合）

- (1) パソコンやスマートフォンから申し込みした場合、予約確定後、システムに登録したメールアドレスあてに暗証番号(6桁)をお知らせします。

通常、使用日の4日前までに申し込みし、暗証番号の到着をご確認ください。

（連休等に使用したい場合は、土日祝日を除く4日前までに申し込みください。）

メール環境が無い方は、紙で暗証番号(6桁)をお知らせしますので、使用日前にご来館ください。

- (2) 予約時間の前後30分はスマートロックの解錠が可能です。
- (3) スマートロック（暗証番号）で解錠後、30分後に自動で鍵が締まります。
- (4) ドアの開閉にあたり、不適切な行為が確認された場合は使用を制限させていただく場合があります。（意図的にスマートロックが掛からないようにする等）

### 3 使用にあたって

- (1) 使用許可があった部屋以外には入らないようにしてください。
- (2) 施設及び敷地内は全面禁煙です。喫煙はご遠慮ください。
- (3) 飲食や調理実習をした場合、飲食の残り物、茶殻、空きびん・空き缶など、使用した際に出たゴミは全てお持ち帰りください。
- (4) 飲食に使用した食器類は、確実に洗浄し布巾で拭いて所定の場所に戻してください。※衛生上、布巾を持参してください。
- (5) 施設及び備品等を汚損・破損した場合は、必ず申し出てください。修繕料等を実費負担していただくことがあります。
- (6) 使用後は必ず清掃（掃除機をかける等）をしてください。また、机・イス等を所定の場所へ戻してください。  
特に、アルコールを伴う飲食の場合は、お湯ぶきで丁寧に机を拭いてください。
- (7) ガス台を使用するときは、換気扇をONにし、室内の元栓を開けて使用してください。火災予防のためその場を離れないでください。
- (8) 使用責任者は、窓の施錠や施設消灯などの最終点検後、最後に退出してください。
- (9) 使用後は、「施設使用報告書」に漏れなく記入し、事務所へご提出ください。  
(休日・夜間の場合は「休日・夜間用ポスト」へ入れてください)

### 4 施設使用料、冷暖房使用料、ガス設備使用料

以下の金額により現金で納入してください。（1時間未満の端数は切上げ）

| 区分 | 室名     | 定員<br>(目安) | 施設使用料【2】<br>(1時間につき) | 冷暖房使用料<br>(1時間につき) | 備考(備品等)<br>詳しくはお問合せください               |
|----|--------|------------|----------------------|--------------------|---------------------------------------|
| 1階 | 軽運動室1  | 40人        | 900円                 | 200円               | 鏡、クッションフロア、卓球台3台、パイプ椅子                |
| 1階 | 軽運動室2  | 35人        | 800円                 | 200円               | 鏡、フローリング                              |
| 1階 | 教養娯楽室  | 15人        | 400円                 | 100円               | 畳、座机、低いイス                             |
| 1階 | 大広間    | 70人        | 1,500円               | 300円               | 畳、舞台、(スピーカー、CD、Bluetoothース、マイク対応)、座机  |
| 1階 | 会議室1・2 | 15人        | 400円                 | 100円               | 絨毯、机、イス                               |
| 1階 | 視聴覚室   | 10人        | 300円                 | 100円               | 防音設備                                  |
| 2階 | 創作室    | 20人        | 400円                 | 100円               | ホワイトボード1                              |
| 2階 | 和室     | 15人        | 200円                 | 100円               | 畳、座机、低いイス                             |
| 2階 | 調理実習室  | 20人        | 【1】400円              | 100円               | 調理台5<br>ホワイトボード1                      |
| 2階 | 会議室    | 40人        | 900円                 | 300円               | 絨毯、グランドピアノ1、<br>演台1、ホワイトボード<br>1、机、イス |

- 【1】 ガス設備を使用した場合、1時間につき1テーブル100円を徴収します。
- 【2】 市民以外の者（市内の勤務又は通学する者を除く）が使用する場合は、施設使用料の1.5倍を徴収します。（冷暖房使用料及びガス使用料を除く）
- 【3】 以下に該当する場合は、申請により施設使用料が免除または減免となります。
- (1) 市内の社会教育関係団体が社会教育活動のために使用、または市内の高齢者及び高齢者団体が、生きがい対策及び福祉の増進を図るための活動に使用 100分の100
  - (2) 須坂市が自ら使用 100分の100
  - (3) 公共機関及び公共団体が使用 100分の100
  - (4) 使用者が須坂市と共催して使用 100分の100
  - (5) 須坂市内の職業的指導者による文化団体が社会教育活動のために使用100分の50
  - (6) 使用者が須坂市の後援を受けて使用 100分の50
  - (7) その他須坂市長が特に必要と認めるとき 市長が定める率

※ご不明な点等は、お問合わせください。

※減免を受けたい場合は、「使用許可申請書」と合わせ「須坂市公民館使用料減免申請書」または「須坂市老人福祉センター使用料減免申請書」を提出してください。

なお、冷暖房使用料は、(2), (4), (7)以外は減免となりません。

※冷暖房料減免申請書の提出により減免となる団体等

民生児童委員協議会、生涯学習推進員会、消防団、保健補導員会、区長会、公民分館長会、地域づくり推進委員会、農業委員会など

## 5 使用が認められない用途

- (1) 物品・サービスの販売のみを目的とした活動（展示販売・貴金属の買取等）
- (2) 企業の広告、宣伝のみを目的とした活動（製品の展示説明・試食・試飲等を含む）
- (3) 特定の政党その他政治団体による、政策目的を実現するための集会、同団体の構成員による会議
- (4) 公私の選挙に際し、特定の政党又は候補者を支持するための運動、集会の開催
- (5) 宗教団体が信者または一般に呼びかけ、布教・儀式の開催や信者の育成等の宗教活動を行う場合
- (6) 飲酒・飲食のみを目的とした内容と認められるとき
- (7) その他、市長及び教育委員会が適当でないと認めるとき

## 6 火災時の諸注意（平日の午後5時15分以降と、土日・祝日の時）

- (1) 火災報知器が作動し非常ベルが鳴った場合は、ただちに館内を点検し、消防署（119）へ通報するとともに、生涯学習センター（026-245-1598）に急報してください。
- (2) 危険のない範囲で初期消火に努めましょう。
- (3) 当館には全室、スプリンクラーを設置しています。スプリンクラーヘッド内部にある感熱体が72度に達した場合に作動して散水します。  
スプリンクラーヘッドに強い衝撃を与えた場合も作動するので、ご注意ください。

## 7 その他

- (1) 以上の事項が守れない団体には、使用を制限させていただく場合があります。
- (2) 各団体への連絡は、「使用許可申請書」に記載の使用責任者に行います。使用責任者の変更があった場合は、必ず連絡してください。
- (3) 体調のすぐれない時は、使用を控えてください。
- (4) 施設入口での検温、消毒は任意でお願いします。

## 8 緊急連絡先

| 連絡先                           | 電話番号                         | 受付時間                   |
|-------------------------------|------------------------------|------------------------|
| 老人福祉センターくつろぎ荘<br>仁礼コミュニティセンター | 026-246-2058<br>026-245-8118 | 平日8:30~17:15           |
| 須坂市生涯学習推進センター                 | 026-245-1598                 | 平日17:30~22:00<br>土日・祝日 |